

「医療法第六条の五第三項及び第六条の七第三項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の一部を改正する件」への意見募集の結果について

令和3年3月24日
厚生労働省医政局

標記について、令和3年2月8日（月）から令和3年3月9日（火）までホームページを通じて御意見を募集したところ、賛成の御意見を1件、お寄せいただきました。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。今後とも、厚生労働行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。